## 1. 経理処理の要点

本会の退職共済制度による退職給付金(本人の掛金は除く)は、各事業所の「退職金」として「退職所得扱い」となり、税制の優遇措置がとられています。 そのための各事業所の対応としては、従来から次のことをお願いしております。

- 1. 事業所就業規則(退職金)への明記
- 2. 事業所としての経理処理が必要であること

具体的な会計処理として、

(1) 共済会掛金(事業主分)を固定資産として、決算時に貸借対照表に計上すること (21ページ参照)

(実際には、共済会が資金を運用しておりますので、証明資料としては、 共済会からの資産残高通知書を添付すること)

- (2) 退職給付金支給時に、退職金を取崩収入、(運用益は)雑収入で受け、 退職給付支出で支出する会計処理を行なうこと (8ページ参照) (実際には、退職金は事業主を通過しませんが、事業主が支給した形を整 えておくこと)
- (3) 退職給付金支給時に、資産の取り崩しを行なうこと(8ページ参照)
- (4) その他の処理については、資料を参照ください。

## 2. 就業規則への明記

施設(団体)が、会員に退職金を支給(書類上の取り扱い)することになるので、退職金支給に関する規程を作成(整備)します。

作成にあたっては、就業規則(または給与規程)のなかに設ける場合と、独立 した退職金支給規程となる場合の方法がありますが、社会福祉施設職員退職手 当共済法による退職金は、独立行政法人福祉・医療機構がその規程により、また 共済会も運営規程・年金規程により退職給付金を支給するので、就業規則(また は給与規程)への一部挿入により整備した方が簡略化できます。

なお、社会福祉協議会等にあっては、全国社会福祉団体職員退職手当積立基 金制度に置換えること。

(1) (作成例示) 就業規則の一部改正

第○章 給 与

#### (退職金)

第〇〇条 職員の退職金の支給については、社会福祉施設職員退職手当 共済法に定めのある退職手当共済契約と愛知県民間社会福祉 事業職員共済会の定める運営規程・年金規程により行なう。

## 3. 経理処理の実際(仕訳例)

ここに記載の仕訳例は、「平成 23 年社会福祉法人会計基準」のもとにおける 一例を示したものであり、事業所によっては異なる処理を行っている場合が ありますので、ご注意ください。

以下の処理では、退職給付引当金は「<u>退職給付引当資産、退職給付引当金共に</u> 掛金累計額で計上する方法」(注1)によって処理しています。

(注1) この処理方法は、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指 針) 20 新たに導入した会計手法とその簡便法について(2)退職 給付会計 ウ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理」の簡 便法による処理方法の1つです。

#### 設例I

1 会員掛金徴収時の仕訳

会員掛金は、事業主(事業所)において、給料支払時等に徴収します。

例) 4月1日付けで採用した職員(標準給与月額 150,000 円)が 10 名在籍している事業所で、10 人分の本人分掛金(4月分)を徴収しました。

	借方科目	金額	貸方科目	金額	
A	現金預金	① 46,500	預り金	2 46,500	

・Aの仕訳は貸借対照表に反映

#### ~ 元 帳 ~

		現金	預 金		
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
預り金		①46,500			
		46, 500			

預り金							
日付	借方	金額	日付	貸方	金額		
			現	金預金	246,500		
					46,500		

#### 2 掛金送金時の仕訳

事業主掛金は、退職給付金の財源として共済会に積立てる(運用)ものであるので、共済会に納入するとともに、施設(団体)の資産(固定資産「退職給付引当資産」)として計上します。

例) 5月中旬に共済会から4月分掛金の納付書が送付され、法人負担分の共済会掛金10人分46,500円と会員負担分の掛金(預り金)46,500円の合計93,000円を4月分掛金として共済会へ送金しました。

	借方科目	4	<b></b>	貸方科目	4	金額
A	退職給付引当資 産	1	46, 500	現金預金	3	93, 000
В	預り金	2	46, 500			
С	人件費 -退職給付費用	4	46, 500	退職給付引当金	(5)	46, 500
D	積立資産支出 -退職給付引当資産支出	6	46, 500	支払資金		46, 500

- ・A、Bの仕訳は貸借対照表に反映
- ・Cの仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映
- ・Dの仕訳は資金収支計算書に反映

#### ~ 元 帳 ~

現	金	袹	金
4元.	<del>₹</del>	78	<del>√1,</del>

		<i>7</i> 0 <del>3.</del>	1/\ I	-	
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付引当資	$3 \neq 46,500$
				産	
				預り金	46, 500
					93,000

#### 退職給付引当資産

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
j	現金預金	①46,500			
		46, 500			

#### 預り金

日付 借方 金額 日付 貸方 金	:額

	現金預金	<u>246, 500</u> 46, 500			
		退職給付	引当会	È	
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付費用	<b>⑤</b> 46, 500
					46, 500
		退職給付	付費用		
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当金	<b>4</b> 46, 500			
		46, 500			
		退職給付引	当資産	支出	
		(資金収支	計算書	<b>小</b>	
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
		_			

646, 500 46, 500

支払資金

## 3 期末決算時の仕訳

## \*退職共済掛金の未払金計上処理

3月分掛金は、4月に納入することになるので、事業主分の掛金は未払金として計上します。

	借方科目	金額		貸方科目	金額	
A	退職給付引当資 産	1	46, 500	未払金	2	46, 500
В	人件費 -退職給付費用	3	46, 500	退職給付引当金	4	46, 500
С	積立資産支出 -退職給付引当資産支出	5	46, 500	支払資金		46, 500

- ・Aの仕訳は貸借対照表に反映
- · Bの仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映
- · Cの仕訳は資金収支計算書に反映

## ~ 元 帳 ~

## 退職給付引当資産

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	未払金	146,500			
		46, 500			

#### 未払金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付引当資産	246, 500
					46, 500

## 退職給付引当金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付費用	<b>4</b> 46, 500
					46, 500

#### 退職給付費用

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当金	346,500			
		46, 500			

## 退職給付引当資産支出

(資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	支払資金	<b>⑤</b> 46, 500			
		46, 500			

#### 4 事業主掛金累計額の資産計上金額の照合

毎年3月末日現在の事業主掛金累計額(2月分掛金までの累計額)を、3月 下旬に共済会(事務委託契約銀行)から通知される「退職金基金資産残高通知 書」により確認し、同日現在の貸借対照表(退職給付引当資産・退職給付引当 金)にて、照合します。

まず、退職給付引当資産を照合します。

退職給付引当資産残高を足し込み照合します。

(基準日:平成○○年3月31日)

「退職金基金資産残高通知書」の金額 511,500円

3月未払計上金額 46,500 円

合計(貸借対照表記載金額) 558,000 円----- イ

次に、上のイの金額を退職給付引当金の貸借対照表の記載金額と照合します。

注意! 3月末現在で発行される「退職金基金資産残高通知書」は、3月末までに納入される額(=2月分掛金)までの累計額となります。

#### 設例Ⅱ(設例Iとは別の設定です。)

退職金支給時の仕訳

施設(団体)は、会員の退職により、資産計上していた事業主掛金の累計額(固定資産「退職給付引当資産」)の取り崩しを行ない、施設(団体)の費用・収益及び支出・収入に計上するとともに、会員に支給した退職金を費用及び支出に計上する処理を行ないます。併せて退職給付引当金の残高のうち退職者に係る額の取り崩し処理をします。

なお、掛金累計額と退職金額(本人掛金分を除く)を比較して、いずれが大きいかによって取り扱いが異なります。

#### 退職年金受給の場合の取り扱い

退職年金を選択した職員については、退職金は支給されません。

施設(団体)における会計処理は、退職一時金支給者と同様退会者の事業 主掛金の累計額を「資産変更通知書」で通知しますので、それに基づき資産 より取り崩す処理を行ないます。

→仕訳の方法は無支給の場合(15ページ参照)と同様です。

例)会員が4月末日に退職したため、共済会に会員退会届(様式第10号)及び退職給付金請求書(様式第6号)を提出したところ、共済会から6月25日支給日の「退職給付金支払通知書」及び「会員の退会に伴う資産変更通知書」が送付され、退職金は、退会者(受給者)の指定する金融機関に振り込みがされました。

この場合、金銭の動きはありませんが、資産を取り崩すとともに資金収支計算及び事業活動計算の科目に計上します。

(1) 掛金累計額 < 退職金(本人掛金分を除く)の場合

退職給付引当資産を有する職員A氏が退職し、本人掛金を除く退職金 169,200円を支払いました。この職員の退職給付引当資産残高は55,800 円でした。

A氏の退職金額(支給総額)

会員期間1年 自己都合以外退職(乗率1.5)

標準給与月額 150,000 円  $\times$  1.5 = 225,000 円  $\cdots$  (A)

(この場合の内訳)

本人掛金累計額 55,800 円 ··· (B) 事業主掛金累計額 55,800 円 ··· (C)

(=退職給付引当資産残高)

運用益 113, 400 円 ··· (A) − (B) − (C)

退職金額(本人掛金分を除く) 169,200円 …(A) - (B)

### \* 退職共済掛金の取崩処理と掛金残高を上回る運用益の会計処理

	借方科目	金額	貸方科目	金額
A	現金預金	169, 200	退職給付引当資 産	② 55,800
В			その他の収益	③ 113, 400
С	支払資金	169, 200	退職給付引当資 産取崩収入	4 55,800
D			その他の収入 一雑収入	⑤ 113, 400

- ・Aの仕訳は貸借対照表に反映
- ・Bの仕訳は事業活動計算書に反映
- ・C、Dの仕訳は資金収支計算書に反映

注意! ソフトメーカーによっては、C、Dの仕訳が自動的におこされたり、相手 科目を「支払資金」以外の科目でおこす等の違いがあるようです。

## \*法人の通帳は経由せずに実際に支払われた本人掛金を除く退職金の処理

	借方科目	金額	貸方科目	金額	
A	人件費 一退職給付費用	<ul><li>6 113, 400</li></ul>	現金預金	8 169, 200	
В	退職給付引当金	⑦ 55,800			
С	人件費支出 一退職給付支 出		支払資金	169, 200	

- · Aの仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映
- ・ Bの仕訳は貸借対照表に反映
- · Cの仕訳は資金収支計算書に反映

## ~ 元 帳 ~

現 金 預 金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当資産	①\begin{cases} 55,800		退職給付費用	$\$ \{113, 400$
	その他の収益	113, 400		退職給付引当金	55, 800

## 退職給付引当資産

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
			現	金預金	255,800
					55, 800

## 退職給付引当金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	現金預金	755,800			
		55, 800			

## その他の収益

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
			現金	<b>注預金</b>	3113, 400
					113, 400

## 退職給付費用

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	現金預金	<b>6</b> 113, 400			
		113, 400			

## 退職給付引当資産取崩収入

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
			支	払資金	<b>4</b> 55,800
					55, 800

# その他の収入一雑収入

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
			支	払資金	<b>⑤</b> 113, 400
					113, 400

## 退職給付支出 (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	支払資金	9169, 200			
		169, 200			

#### (2) 掛金累計額 > 退職金(本人掛金分を除く)の場合

退職給付引当資産を有する職員B氏が退職し、本人掛金を除く退職金 34,200 円を支払いました。この職員の退職給付引当資産残高は55,800 円で した。

A氏の退職金額(支給総額)

会員期間1年 自己都合退職 (乗率 0.6)

標準給与月額 150,000 円  $\times$  0.6 = 90,000 円  $\cdots$  (A)

(この場合の内訳)

本人掛金累計額

55,800 円 ··· (B)

事業主掛金累計額

55,800 円 ··· (C)

(=退職給付引当資産残高)

運用益

 $\triangle$ 21, 600 円 ··· (A) − (B) − (C)

退職金額(本人掛金分を除く) 34,200円 ···(A)-(B)

## \*退職共済掛金の取崩処理と掛金残高を下回る運用損の会計処理

	借方科目	金額	貸方科目	金額	
A	現金預金	① 34, 200	退職給付引当資産	③ 55,800	
В	その他の費用	2 21,600			
С	支払資金	55, 800	退職給付引当資産 取崩収入	④55,800(注)	
D	その他の支出 -雑支出	⑤ 21,600(注)	支払資金	21, 600	

- (注) 運用損を資金収支計算に取り込むために、雑支出(21,600円)は退 職給付引当資産取崩収入(55,800円のうちの21,600円)と両建てで 計上しています。
- ・Aの仕訳は貸借対照表に反映
- ・Bの仕訳は事業活動計算書に反映
- ・C、Dの仕訳は資金収支計算書に反映

## \*法人の通帳は経由せずに実際に支払われた本人掛金を除く退職金の処理

	借方科目	金額	貸方科目	金額	
A	退職給付引当金	6 55,800	現金預金	⑦ 34, 200	
В			その他の収益	<b>8</b> 21, 600	
С	退職給付支出	9 34, 200	支払資金	34, 200	

- ・Aの仕訳は貸借対照表に反映
- ・Bの仕訳は事業活動計算書に反映
- ・Cの仕訳は資金収支計算書に反映

## ~ 元 帳 ~

現	金	預	金
776	717.	112	717.

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当資産	①34, 200		退職給付引当金	734, 200
		34, 200			34, 200

## 退職給付引当資産

日付	借方	金額	日付	貸方	金額	į
			現	是金預金	③ { 34	, 200
			そ	の他の費用	21	, 600
					55	, 800

#### 退職給付引当金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	現金預金	6 $34,200$			
	その他の収益	21,600			
		55, 800			

## その他の収益

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付引当金	821,600
					21,600

## その他の費用

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当資産	<b>2</b> 21,600			
		21,600			

## 退職給付引当資産取崩収入

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
			支払資金		<b>4</b> 55,800
					55, 800

## 退職給付支出

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	支払資金	934, 200			
		34, 200			

## その他の支出ー雑支出

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	支払資金	<b>⑤</b> 21,600			
		21,600			

#### 設例Ⅲ

無支給の場合の仕訳

退職給付金算出の基礎となる会員期間が1年末満の場合は、退職給付金が 支給されませんので、共済会からの「資産変更通知書」により事業主掛金累計 額(退職給付引当資産)を取り崩す処理と退職給付引当金の取り崩し処理を行 なってください。

例)会員期間11か月の会員C氏が4月末日に退職したため、共済会に会員退会届(様式第10号)を提出したところ、共済会から「会員の退会に伴う資産変更通知書」が送付されました。

	借方科目	金額	貸方科目	<u>4</u>	<b></b>
A	その他の費用	① 51, 150	退職給付引当資産	2	51, 150
В	退職給付引当金	③ 51,150(注)	その他の収益	4	51, 150

(注) 4,650 円/月 × 11 月 ( $\sim 4$  月までの分) = 51,150 円

・A、Bの仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映

#### ~ 元 帳 ~

#### 退職給付引当資産

日付	借方	金額	日付	貸方	金額			
				その他の費用	<b>2</b> 51, 150			
					51, 150			

#### 退職給付引当金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	その他の収益	351, 150			
		51, 150			

#### その他の収益

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付引当金	<b>4</b> 51, 150
					51, 150

#### その他の費用

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当資産	①51 <b>,</b> 150			
		51, 150			

#### <参考>

前記の処理では退職給付引当金は掛金送金時に計上していますが、期末時に計上する方法によれば、次のような処理になります。

## \*退職給付引当資産と退職給付引当金を取崩す処理

	借方科目	金額	貸方科目	金額
A	その他の費用	51, 150	退職給付引当資産	51, 150
В	退職給付引当金	46,500(注)	その他の収益	46, 500

(注) 4,650 円/月 × 10 月 ( $\sim$ 3 月までの分) = 46,500 円

本文の処理と<参考>として記載した処理との比較(事業活動計算書) <参考>に記載した処理は、本文の処理における「退職給付費用」4,650円が「その他の収益」51,150円と相殺された処理になっています。

		本文の処理の場合	<参考>の処理
			の場合
収益	その他の収益①	51, 150	46, 500
費用	退職給付費用	4,650(注)	
	その他の費用	51, 150	51, 150
	小計②	55, 800	51, 150
差引((①-②)当期活動増減差額)		△4. 650	$\triangle 4,650$

(注) 4月分掛金送金時の(借方)退職給付費用 4,650(貸方)退職給付引当金 4,650の処理により計上

#### 設例IV

配置替及び会員期間通算願の異動時の仕訳

会員である職員が、同一法人内での配置替、あるいは他の法人(施設等)へ 異動した時、共済会からの「配置替・期間通算に伴う資産移動通知書」により 取り崩し及び資産の計上処理を行なってください。

例えば、職員がこの施設から甲施設へ異動したときの仕訳処理は、次のとおりです。

例) D氏(会員期間7か月:在籍○年10月~○年4月)は、5月1日付でこの施設から甲施設へ異動した。

なお、D氏の事業主掛金累計額は、4月分までの掛金(7か月分の掛金累計額)で32,550円であった。前年度末の3月分まで(6か月分)の退職給付引当金の残高は、27,900円であった。

① この施設においては、5月1日付で退職給付引当資産と退職給付引当金を取り崩します。その後、4月分の掛金送金時(5月)に掛金支払いの処理をします。

	借方科目	金額		貸方科目	金額	
A	退職給付引当金	32,	① 550(注)	退職給付引当資産	2	32, 550
В	退職給付引当資 産	3	4,650	現金預金	(5)	9, 300
С	預り金	4	4,650			
D	人件費 -退職給付費用	6	4,650	退職給付引当金	7	4,650
Е	積立資産支出 -退職給付引当資産支出	8	4,650	支払資金		4,650

(注)前年度末残高 27,900 円 + Dの仕訳で計上する金額 4,650 円 = 32,550 円

- ・A、B、Cの仕訳は貸借対照表に反映
- ・Dの仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映
- ・Eの仕訳は資金収支計算書に反映

#### ~ 元 帳 ~

		現金	預 金		
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
•			)	退職給付引当資	<b>⑤</b> 4,650
			Ī.	産	

4,650

9,300

## 退職給付引当資産

日イ	寸 借方	金額	日付	貸方	金額
	現金預金	34,650		退職給付引当金	②32, 550
		4,650			32, 550

## 預り金

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
•	退職給付引当資産	<b>4</b> 4,650			
		4,650			

## 退職給付引当金

_	日付	借方	金額	日付	貸方	金額
_		退職給付引当資産	132,550		退職給付費用	74,650
			32, 550			4, 650

## 退職給付費用

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
•	退職給付引当金	<b>6</b> 4,650			
		4,650			

## 退職給付引当資産支出

## (資金収支計算書)

日付	借方	金額	日付	貸方	金額
支払資金		<b>8</b> 4,650			
		4,650			

② 異動職員を受け入れた側の甲施設においては、この施設のAの処理とは貸借が逆の処理になります。

		借方科目	尝	金額	貸方科目	4	金額
A	A J	と職給付引当資 産	1	32, 550	退職給付引当金	2	32, 550

・Aの仕訳は貸借対照表に反映

## ~ 元 帳 ~

退職給付引当資産

	退職給付引当資産						
日付	借方	金額	日付	貸方	金額		
	退職給付引当金	①32,550					
		32, 550					
			•	•			
		退職給付	引当金	È			
日付	借方	金額	日付	貸方	金額		
				退職給付引当資産	②32,550		
					32, 550		

## 設例のまとめ

設例  $\Pi \sim IV$  における各処理の事業活動計算の結果をまとめれば、次のようになります。当期活動増減差額はいずれも 4月分の掛金の額に相当する $\triangle$ 4,650円になり、すべてのケースで一致します。

	設例	<b>利 Ⅱ</b>	設例Ⅲ	設例IV
区分	退職金支給時	退職金支給時	無支給時	配置替え時
	(1) の場合	(2) の場合		(異動元処理)
退職等の時期	4月末に退職	同左	同左	5月1日付異
				動
収益				
その他の収益	113, 400	21,600	51, 150	
(運用益)				
その他の収益				
(引当金戻入				
益)				
費用				
退職給付費用	113, 400			
その他の費用		21,600	51, 150	
(運用損)				
差引	0	0	0	0
退職給付費	4,650	4, 650	4,650	4,650
用(4 月掛金支払				
額)				
当期活動増減	$\triangle 4,650$	△4,650	△4,650	△4,650
差額				

設例でとりあげた退職給付会計の簡便法である「退職給付引当資産・退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法」によれば、年間の掛金合計額(※年度末の未払計上額を含む)だけ当期活動増減差額を減少させることがわかります。

#### 【決算書類の例示】

ここでは、仕訳で例示した施設が年度末を迎えた場合の計算書類のうち関係 部分の科目のみを抜粋して例示します。

## 貸借対照表

平成××年3月31日現在

資産の部		負債・純財産の部		
科目	金額	科目	金額	
流動資産 現金預金	×××	流動負債 未払金 (注3) 預り金 (注4)	× × × × × ×	
(未収金(注1))	$(\times \times \times)$	(未払金(注1))	$(\times \times \times)$	
固定資産 その他の固定資産 退職給付引当資産(注2)	×××	固定負債 退職給付引当金(注2)	$\times \times \times$	

- (注1) 実際の退職金の支給は4月以降になりますが、退職金の支出処理を3月で行なった場合は、退職給付引当資産取崩額とその他の収益が未収金に、退職給付費用と退職給付引当金取崩額が未払金として計上されることになります(掛金累計額<退職金(本人の掛金分を除く)の場合)。
- (注2)3月末現在では、掛金累計額が計上される計算になります。(3月末日付けで発行される「資産残高通知書」との照合については、7ページを参照ください。)
- (注3) 3月分の掛金は、4月に納入することになるので、事業主分の掛金は未払金と して計上されます。
- (注4)(注3)と同様の理由で、本人分の掛金は預り金として計上されます。

# 資金収支計算書

平成××年4月1日~平成××年3月31日

収入の	部	支出の部		
科目	金額	科目	金額	
		人件費支出 退職給付支出	×××	
その他の収入 雑収入	×××	その他の支出 雑支出	×××	
積立資産取崩収入 退職給付引当資産 取崩収入	×××	積立資産支出 退職給付引当資産 支出	×××	

# 事業活動計算書

平成××年4月1日~平成××年3月31日

収益の	部	費用の部		
科目金額		科目	金額	
その他の収益	$\times \times \times$	人件費 退職給付費用 その他の費用	$\times \times $	

## 4. 税務書類の作成と保管に関する通知

#### <愛共済第47号平成元年5月20日付通知>

- 1 本会退職給付金に係る源泉徴収義務
- (1) 本会の退職給付金の課税方法については、国より独立行政法人福祉医療機構(旧社会福祉・医療事業団(社会福祉施設職員退職手当共済法))の規程により支給される場合、合算して退職所得税の課税扱いとして認められています。

この場合、税務法定様式である「退職所得の受給に関する申告書」(→24ページ参照)の共済会用の作成・保管並びに「退職所得の源泉徴収票」(共済会で代行作成のうえ送付)を必ず事業主において保管を行ないます。

(2) 独立行政法人福祉医療機構からの退職手当金の支給がある場合、独立行政 法人福祉医療機構用の「退職所得の受給に関する申告書」(約款様式第7号 退職手当金請求書の次頁)の提出がない場合には、会員掛金額を差し引いた 支払額の20.42%に相当する税額を源泉徴収することになるので、退職者か ら必ず申告書の受領を義務づけてください。

なお、この申告書の提出順序は、第 1 順位を共済会とし、独立行政法人 福祉医療機構を第 2 順位とするので、B 欄以下の記入は不要です。

(3) 上記制度に加入出来ない団体の場合、その独自の法人から支給される退職 金と合算して退職所得税の課税扱いとして行ないます。

この場合、税務法定様式である「退職所得の受給に関する申告書」の作成・保管並びに「退職所得の源泉徴収票」を、法人退職金支給分と合算して作成のうえ「退職所得の受給に関する申告書」に貼付し必ず事業主において保管を行ないます。

共済会退職給付金支給分の「退職所得の源泉徴収票」は、共済会で代行作成して送付します。

2. 「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書・源泉徴収票合計表」の作成

退職所得等支払者は、その支払の、退職手当等についての所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日(納期の特例を受けている場合には2回、7月10日、1月20日)までに納付をしなければなりません。この手続は、「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」によって行ないます。

なお、現時点での納税の対象となるケースはないと思われます。